

## 第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

### 第1 廃棄物の発生抑制

開発・生産・流通の各段階での配慮

廃棄物アセスメント（製造工程の新設等の際し、廃棄物の発生量や処理方法を事前に予測評価する制度）の推進

製造工程の新設等に伴い、一定規模以上の産業廃棄物の排出量が見込まれる事業者に対して、「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、廃棄物アセスメントを指導しました。

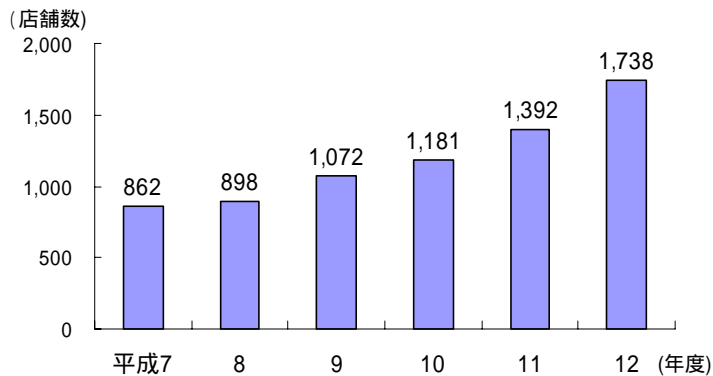
製品アセスメント（製品が廃棄物となった時点の対応を考慮した製品づくりを実施するための制度）の促進

「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の普及を通じて、製品アセスメントを促進しました。

エコショップ（適正包装を実施するなどごみの減量化やリサイクルの推進を宣言する店）制度の普及

「エコショップ制度」の普及・啓発を行うため、エコショップ制度啓発用パネルの作成、エコショップの協力による「No!!包装キャンペーン」の実施、ごみ減量化・リサイクル推進功績店の表彰や、情報誌「ECO NEWS (Vol. 2)」の発行を行いました（2-2-1図）。

2-2-1図 エコショップ登録状況



### ごみ減量化の推進

大阪府中央卸売市場で発生する生ごみの減量化を推進するために、平成12年8月1日から13年3月31日まで、ごみの分別指導員をごみ集積場に配置し、ごみの分別の徹底を図りました。

### 生活様式の見直し

#### ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践・啓発・改定

「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づき、府民、事業者、行政の果たすべき役割を踏まえた実践・啓発活動を行うとともに、リサイクル関連法の理念を取り入れた減量化目標を新たに設定し、府民・事業者・行政が、一体となってごみの減量化やリサイクルの推進に取り組んでいくため、アクションプログラムを平成12年6月に改定しました。

## リサイクルフェアの開催

「環境フェスティバル21」に参画し、「リサイクルフェア大阪2000」を開催しました（参加者2日間延べ28,000人）。

## 府民の自主的活動の支援

地域や職場における環境活動のリーダー的役割を果たす人材を養成する「環境活動リーダー支援講習」において、省資源・省エネルギー運動の実践に関する研修を実施しました。

## 第2 適正なりサイクルの推進

### 再使用・再生利用の推進

#### 家電リサイクル法の円滑な施行

家電リサイクル法の円滑な施行を図るため、「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」に行政部会（家電リサイクル法分科会）を設置し、施行に係る諸課題を整理・検討するとともに、啓発用リーフレットの作成・配布、各広報媒体の活用及び計画的な広報活動を実施しました。

#### 分別収集促進計画の推進、市町村の分別収集への支援

容器包装リサイクル法に基づき、「第2期大阪府分別収集促進計画」の一部改定を行いました（平成12年10月）。

また、同法の完全施行に伴い、収集体制や中間処理施設、ストックヤードの整備等、市町村が分別収集を推進するにあたっての調査整理や分析を行うとともに、他府県の先進事例調査を行いました。

2-2-2表 市町村におけるごみの分別収集実施状況

（平成11年度末現在）

分別区分	5種分別	4種分別	3種分別
市町村数	8市町	17市町	19市町村

（一般廃棄物処理事業実態調査）

- （注）1 不燃ごみ、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみの5分別を基本に分類。  
2 資源ごみを細分類し収集を行っている市町村もある。

### 再生資源を使用した商品等の利用の促進

再生資源を使用した商品等の利用を呼びかけるために、啓発リーフレット・クリアホルダーを作成し、消費者の立場からの省資源・省エネルギー意識の啓発を行いました。

再生資源の集団回収等を円滑に推進するため、府・市町村で組織する「大阪府再生資源集団回収推進協議会」を通じて、再生資源業者に対する研修や、事業者・府民に対するリサイクル製品利用に関する普及啓発事業を実施しました。

### 多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱の運用

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、廃棄物アセスメントの考え方を導入した要綱（平成6年4月施行）に基づき処理実績報告書の徴収を行い、減量化や適正処理を指導しました。

#### 建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱等の運用

減量化目標値の達成制度、廃棄物アセスメント制度、工事関係者の責務及び元請責任等の内容を盛り込んだ「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱」及び「元請業者の処理責任に関する指導指針」に基づき、廃棄物の減量化・リサイクルの推進及び適正処理の確保を指導しました。

#### 建設副産物の再生利用の促進

建設副産物の利用に努めるとともに、処理に際しては「リサイクル原則化ルール」に基づき、コンクリート塊、アスファルト塊等については、原則として再資源化施設に搬出し、再生利用を図りました。

#### 水道残渣の有効利用の推進

三島浄水場の脱水ケーキ（無薬注加圧脱水方式）を、グラウンド用資材として有効利用するため、その販売を(財)大阪府水道サービス公社に委託しました。また、水道残渣の有効利用や減量化の可能性についての検討を行いました。

#### 下水汚泥の有効利用の推進

安威川流域下水道中央処理場及び淀川右岸流域下水道高槻処理場において、引き続き下水汚泥を溶融した「スラグストーン」を製造し、建設資材及びその原料として販売・再利用しました。また、大和川下流域下水道狭山処理場においては、焼却灰焼成設備により下水汚泥焼却灰を原料とするレンガ「アシュレン」を製造し一般販売しました。なお、平成12年度末で、下水汚泥の約43%をリサイクルしました（2 - 2 - 3表）。

有効利用についての情報交換と施策の検討のため、大阪府をはじめ2府6県3政令市及び日本下水道事業団大阪支社事業部で「下水道リサイクルネットワーク関西」の活動を引き続き行いました。

有効利用を民間との連携で行うことを展望して、「共同研究」制度を発足させました。平成12年度は3社と共同研究を行いました。

2 - 2 - 3表 下水汚泥のリサイクル量（スラグストーン及びアシュレンの平成12年度供給実績）

品 目	スラグストーン（t/年）	アシュレン（個/年）
製 造 量	3,026	73,614

#### 食品廃棄物の再生利用等の促進

平成12年6月7日に制定された食品リサイクル法について、法施行後の円滑な取り組みを促進するために、食品関連事業者や市町村を対象に、食品リサイクル法の説明会を開催しました。

#### 資源化施設等の整備

##### リサイクル関連施設の整備

リサイクルプラザ（金属、ガラス等の資源化施設）、ストックヤード（資源ごみの保管施設）等のリサイクル関連施設が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的援助を行うと共に建設発生土の再利用を推進しました。

### 第3 廃棄物の適正な処理の推進

#### 指導の徹底

##### ごみ処理広域化計画の推進

ごみ処理の広域化により、ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、公共事業のコスト縮減等を図るため、「大阪府ごみ処理広域化計画」に基づき、府内6ブロックの計画の取りまとめに向けて、市町村とともにブロック会議を運営しました。

##### 大阪府産業廃棄物管理計画の推進

事業者責任の原則のもと、「排出管理」「減量化」「適正管理」を基本目標とする「大阪府産業廃棄物管理計画」の推進に努めました。

##### マニフェスト（管理票）システムの徹底

排出事業者が産業廃棄物を委託処理する際にマニフェストを交付し、産業廃棄物の適正処理を確認するよう、指導、啓発を行いました。

##### 多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱の運用

（内容は、第2章第2節第2 に前掲）

##### 建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱等の運用

（内容は、第2章第2節第2 に前掲）

##### 特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用

人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物を多量に発生させる事業者に対して、要綱に基づき適正管理を指導しました。

##### P C B 廃棄物適正保管の指導

廃棄物となったP C B 使用電気機器等の適正保管を推進するため、保管事業者に対し、保管状況の報告を求めるとともに、「適正保管マニュアル」やパンフレットをもとに指導・啓発を行いました。

#### 中間処理の推進

##### 市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助

一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、市町村への技術的援助を行うとともに、処理施設の適正な維持管理について指導を行いました。

##### 産業廃棄物処理施設の整備の促進

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者による周辺地域の生活環境の保全に配慮した適正な処理施設の整備を促進しました。特に、廃棄物処理法に基づく一定の産業廃棄物処理施設の設置、変更については、許可申請に係る生活環境影響調査結果を評価するため、「大阪府廃棄物処理施設に係る生活環境影響評価委員会」を運営しました。

#### 最終処分場の確保

##### 堺第7 - 3区埋立処分事業の推進

堺第7 - 3区において、（財）大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、土砂、ガレキ等の埋立によ

る廃棄物処分事業を引き続き実施（2 - 2 - 4表）するとともに、事業の円滑な推進を図るため、同公社に対して必要な技術的援助を行いました。

#### フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）の促進

大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として、大阪湾圏域の広域処理対象区域（近畿2府4県168市町村）から発生する廃棄物の適正な処理を関係府県、市町村等と協力して促進しました（2 - 2 - 4表）。また、事業の実施にあたり、搬入予定の廃棄物の調査等を行いました。

2 - 2 - 4表 最終処分場の埋立処分量

場 所	平成12年度	平成12年度末累計
堺 第 7 - 3 区 埋 立 処 分 場	約 70万トン	約 4,536万トン
フェニックス泉大津沖処分場	約 278万トン	約 3,294万トン

## 第4 適正管理のための基盤づくり

### 情報管理システムの充実

#### ウェイトデータバンク（産業廃棄物情報管理システム）の充実

ウェイトデータバンクを活用し、廃棄物の発生抑制、リサイクル等減量化及び適正管理を引き続き推進するとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備・運用に引き続き参画しました。

### 調査・検討

#### 廃棄物対策に係る公共関与の手法の検討

府内における廃棄物の適正処理を推進するため、国の調査事業を活用して、府域の処理実態を踏まえた導入可能な処理システムについて検討しました。

#### ごみ処理費用の適正負担のあり方など経済的手法の活用の調査・検討

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみの減量化を進めるために、ごみ処理費用の適正負担のあり方など経済的手法の活用についての調査を行いました。

### 実践啓発活動の充実

#### 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議等による実践啓発活動の充実

（内容は、第2章第2節第1 に前掲）

#### 廃棄物の適正処理等の普及・啓発

「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」等に基づき、廃棄物の適正処理及び減量化を促進しました。

#### さんぱいフォーラムの開催

産業廃棄物の現状や適正処理に対する認識を深めるため、平成13年2月に排出事業者、処理業者、府民を対象とした「さんぱいフォーラム」（啓発劇「ゴミは天下のまわりもの」等、参加者574名）を開催しました。

#### 産業廃棄物の不適正処理防止推進事業の実施

事業者や府民に対し、産業廃棄物の適正処理に関する啓発を推進するため、不適正処理防止推進事業を集中的に実施する「強化月間」（監視パトロール隊の編成、出発式、陸・海・空のパトロールの実施等）を設定するとともに、常時実施している監視パトロールに加えて、四半期に一度「集中パトロール」を実施し、監視を強化しました。

#### 協力体制の強化

##### 事業者団体、住民団体、他の地方公共団体及び国との連携の強化

事業者、府民、他の地方公共団体及び国と相互に協力しながら、廃棄物の適正管理の推進に努めました。

##### 産業廃棄物の不適正処理対策の強化

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期是正を図るため、「大阪府産業廃棄物不適正処理対策要綱」等に基づき、関係部局、市町村、警察等との連携を強化しました。

また、「産業廃棄物不法投棄等監視連絡員制度」を新たに創設し（平成12年8月）、府民の協力を得て地域の不適正処理情報の収集を行いました。